

生駒市規則第 28 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「14 の項」を「16 の項」に、「に準用する」を「について準用する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 別表第 2 の 10 の項から 12 の項までの休暇の単位は、1 日、半日又は 1 時間とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等に係る当該休暇の単位は、市長の定めるところによる。

第 25 条第 1 項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して 1 週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第 28 条第 1 項中「病気休暇」の次に「、特別休暇」を加える。

別表第 2 の 9 の項中「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）」を「労基法」に改め、同表の 10 の項を次のように改める。

10 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	市長が定める期間内における 2 日の範囲内の期間
---	--------------------------

別表第 2 中 21 の項を 22 の項とし、11 の項から 20 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、10 の項の次に次のように加える。

<p>11 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>
---	---------------------------

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。